

生産性の向上に取り組む造船・船用事業者の計画を認定しました

～ 海事産業強化法に基づく事業基盤強化計画の認定 ～

令和3年5月に成立した海事産業強化法に基づき、新たな船舶等の開発や生産方式の導入等により生産性の向上に取り組む造船・船用事業者が策定した事業基盤強化計画を認定しました。

海事産業強化法に基づき、造船・船用事業者は、新たな船舶等の開発や生産方式の導入等による生産性の向上に向けた計画（事業基盤強化計画）を策定し、国土交通大臣に提出することができます。また、当該計画が所定の認定要件を満たすと認められる場合は、国土交通大臣が当該計画を認定することとなっています。

今般、以下の事業者（3グループ4社）が策定した事業基盤強化計画について審査した結果、所定の認定要件を満たしていると認められるため、8月10日付で認定しました。今回の認定により、これまでの合計で31グループ49社が認定を受けたこととなります。

事業者	計画の内容	計画期間
㈱ジャパンエンジンコーポレーション	・エンジンライセンサーとしての強みを活かしたアンモニア・水素燃料エンジンの開発・製造・社会実装	～令和10年3月
㈱マキタ	・外航小型船向け二元燃料エンジンの開発・製造 ・電子制御エンジンに係るアフターサービスの強化	～令和10年3月
村上秀造船㈱ ㈱カナサシ重工	・中小型ケミカルタンカー・LPG運搬船のメタノール、LNG、LPG、アンモニアへの燃料転換に向けた開発・建造	～令和9年11月

（五十音順、計画詳細は別紙参照）

認定を受けた造船・船用事業者においては、各種支援措置の活用が可能となります。また、海上運送法に基づく外航船舶確保等計画の認定を受けた船主が導入する船舶について、当該計画に従って導入された特定外航船舶[※]に該当する旨の国土交通大臣の確認を受けた場合、特別償却率が最大12%上乘せされます。

※特定外航船舶：認定船用事業者が製造する舶用品（主機エンジン、プロペラ及びソナー）を搭載し、かつ、認定造船事業者により建造された船舶。

※本制度の詳細及び認定を受けた計画の概要は、以下の国土交通省ホームページからご覧いただけます。

制度の詳細：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html

計画の概要：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000069.html



【問い合わせ先】

海事局 船舶産業課 船舶産業高度化基盤整備室 猪原、深尾、吉住

（代表）03-5253-8111 （内線）43-637、43-648、43-649

（直通）03-5253-8634 （メール）hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp